

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

士幌地区畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)] (土層改良、暗きょ排水) 事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成21年4月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年4月14日

北海道知事 高橋 はるみ

| 目次   | ページ |
|--|-----|
| <b>告 示</b>                                 |     |
| ○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業支援課)               | 23  |
| ○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可………… (農業支援課) | 23  |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)            | 23  |
| ○土地改良事業の工事の完了の届出…………… (農業施設管理課)            | 23  |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (技術管理課)             | 23  |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)                | 24  |

## 告 示

### 北海道告示第285号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年4月14日

北海道知事 高橋 はるみ

|            |         |
|------------|---------|
| 認可年月日      | 土地改良区名  |
| 平成21. 4. 3 | 由仁土地改良区 |
| 同          | 苫前土地改良区 |

### 北海道告示第286号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第57条の2第3項の規定により、苫前土地改良区が管理する八線沢溜池に係る管理規程の変更を認可した。

平成21年4月14日

北海道知事 高橋 はるみ

認可した管理規程の概要  
八線沢溜池の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

### 北海道告示第287号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定により、道営土地改良 (上

### 北海道告示第288号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第1項の規定により、陸別町の行う土地改良 (殖産地区基盤整備促進 [基盤整備] (農業用道路) 事業の工事を平成21年3月19日に完了した旨の届出があった。

平成21年4月14日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道告示第289号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年4月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成21年度北海道土木工事設計積算電算システム及び入札契約総合管理システム運用業務外 一式
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年3月31日
- 随意契約相手方の氏名及び住所  
(1) 氏 名 株式会社HBA  
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 随意契約に係る契約金額  
85,680,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道建設部建設管理局技術管理課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年4月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名及び区域

| 路線名    | 区   | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員                | 延 長      | 国道等との重複区間  |
|--------|---|---|--------|----------------------|----------|--|
| 岩内洞爺線  | 岩内郡共和町老古美95番1地先から<br>岩内郡共和町老古美159番6地先まで                     |   | 前      | 17.50mから<br>33.00mまで | 431.04m  | —  |
|        |   |   | 後      | 17.50mから<br>33.00mまで | 431.04m  | —  |
| 川崎三ノ原線 | 虻田郡留寿都村字三ノ原164番1地先から<br>虻田郡留寿都村字三ノ原19番1地先（一<br>般国道230号交点）まで |   | 前      | 15.00mから<br>63.00mまで | 1646.50m | 一般国道230号重複<br>L=12.00m<br>道道三ノ原ニセコ線重複<br>L=236.00m |
|        |   |   | 後      | 15.00mから<br>63.00mまで | 1646.50m | 一般国道230号重複<br>L=12.00m<br>道道三ノ原ニセコ線重複<br>L=236.00m |

正 誤

○平成21年3月31日（号外第6号）

北海道規則第51号（機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行  
1 右 18  
誤 室長  
正 知事

○平成21年3月31日（号外第9号）

北海道訓令第6号（北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行  
1 左 5  
誤 平成 年 月 日  
正 平成21年3月31日

○平成21年4月7日（第2065号）

監査公表第6号中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行  
15 左 27  
誤 平成20年4月7日  
正 平成21年4月7日